

厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則の一部を改正する規則

厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則（平成 9 年厚岸町規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の各号を加える。

- (1) 町税
- (2) 国民健康保険税
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) ごみ処理手数料
- (6) 保育料
- (7) 町営住宅家賃
- (8) 水道料金及び下水道使用料
- (9) 公共下水道受益者負担金

第 5 条を次のように改める。

（補助申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、自家用水道衛生対策設備工事補助申請書（別記第 1 号様式）に自家用水道衛生対策設備工事補助金交付申請に係る同意書（別記第 1 号の 2 様式）及び第 2 条第 2 項に規定する給水工事事業者の設計図書及び工事見積書を添えて、町長に申請しなければならない

ない。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える

別記第1号の2様式（第5条関係）

自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付申請に係る同意書

私は、厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金の交付対象条件の確認にあたり、次の事項に関する調査を厚岸町が行うことに同意します。

記

- ・申請者の町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、ごみ処理手数料、保育料、町営住宅家賃、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担金の滞納に関する事項
- ・その他町長が必要と認める事項

年 月 日

厚岸町長 様

住所
申請者
氏名

印

附 則

この規則は、平成28年12月30日から施行する。